

コープ扇町・ふとんとギフトのカネチ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年六月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社レディ薬局 愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号

生活協同組合コープかがわ 高松市新北町一四番二七号

筑前屋株式会社 高松市扇町二丁目一一番一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ扇町・ふとんとギフトのカネチ 高松市扇町二丁目三六〇番地二ほか

3 変更しようとする事項

一 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 二、三九五平方メートル

変更後 三、〇五二平方メートル

二 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位 置 別図のとおり

収容台数 一〇六台

変更後 位 置 別図のとおり

収容台数 一四三台

2 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位 置 別図のとおり

収容台数 八三台

変更後 位 置 別図のとおり

収容台数 一一九台

3 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 別図のとおり

面積 六六・一五平方メートル

変更後 位置 別図のとおり

面積 一一二・七四平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 別図のとおり

容量 三八・五七立方メートル

変更後 位置 別図のとおり

容量 四六・〇七立方メートル

三 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において新たに小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社レディ薬局

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

2 来客が新たな駐車場を利用することができる時間帯

敷地内駐車場③（区画C）

午前八時四十五分から午後十時十五分

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 数 二箇所

位置 別図のとおり

変更後 数 三箇所

位置 別図のとおり

4 新たな荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

コープ扇町・ふとんとギフトのカネチ

レディ棟荷さばき施設

午前六時から午前九時

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

平成十八年一月二十六日

5 変更する理由

コープ扇町・ふとんとギフトのカネチ店舗に隣接する店舗について、顧客の利便性を考慮し、一体利用とするため

二 届出年月日

平成十八年五月二十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年六月六日（火曜日）から同年十月六日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年十月六日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ